

# 第4期 大竹市地域福祉計画(概要版)

令和8(2026)年度~令和13(2031)年度



令和8(2026)年3月

大竹市

# 1 地域福祉計画について

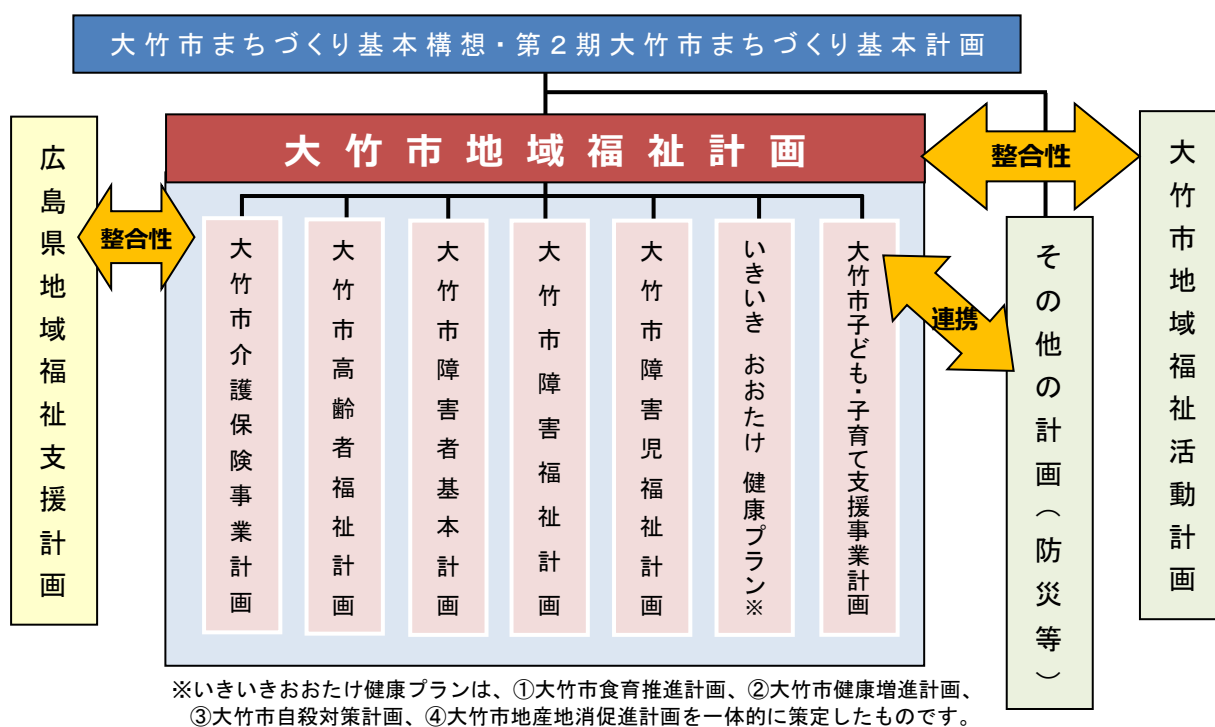
## ○地域福祉が目指すもの

社会福祉法には、地域福祉の推進は、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と記されています。共生する地域社会（地域共生社会）とは、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

## ○計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する「市町村地域福祉計画」です。

「大竹市まちづくり基本構想」など上位計画のもと、高齢者、障害者、児童、その他の保健・福祉の計画と共通して取り組むべき事項を定め、まちづくりの計画、防災の計画など保健・福祉分野以外の計画とも連携を図り、市民が支え合い、地域共生社会を構築していくための計画とします。



本計画は、下記の計画を兼ねるものとしてします。

- 大竹市重層的支援体制整備事業実施計画
- 大竹市成年後見制度利用促進基本計画
- 大竹市再犯防止推進計画

## 2 計画の枠組

### ○基本理念と将来像

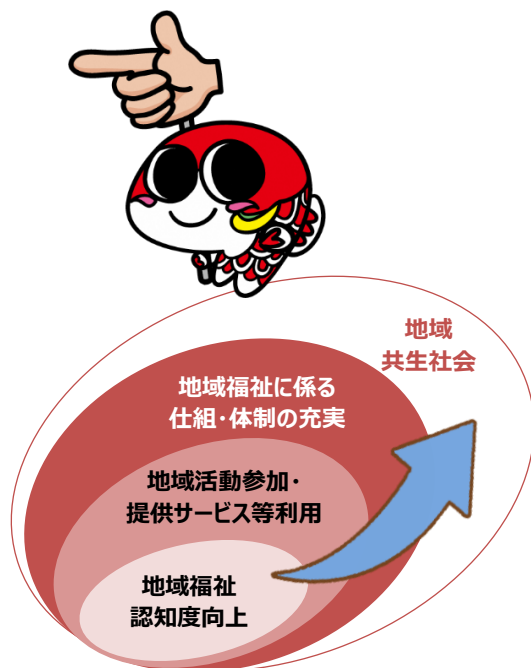
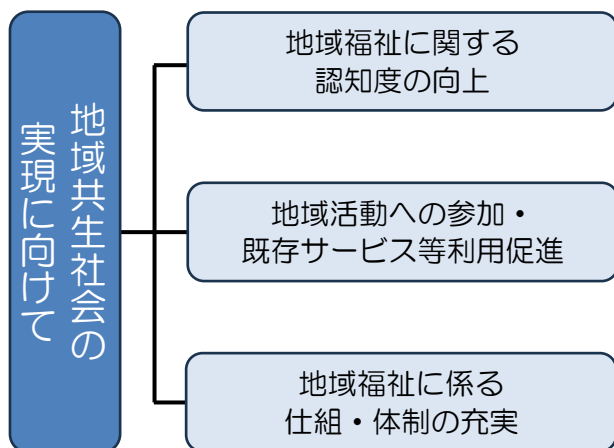
ともに輝き ともに支える 優しさと安心のまちづくり

他の多くの自治体と同様に、大竹市の人口は減り続けています。そしてその一方で高齢化率は上がり続けています。

経済・社会の存続の危機を乗り越え、地域の持続可能性を高めていくためには、地域の力を強化することが必要ですが、地域社会のつながりが希薄化しています。

このような状況だからこそ、つながることや所属することがもたらす「安心」や「生きがい」を重視し、やさしさと支え合う気持ちを大切にしながら、ともに輝けるまちづくりを目指します。

### ○基本目標



### ○地域共生社会の実現に向けた制度などの促進

基本目標、重点目標に即した施策を展開することと合わせて、地域共生社会の実現に向けた制度などを促進します。

大竹市成年後見制度利用促進基本計画  
大竹市再犯防止推進計画  
重層的支援体制整備事業実施計画

# 3 各論

## (1) 地域福祉に関する認知度の向上

### (1)-1 地域活動組織・団体の取組等の認知度向上

施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動組織・団体の取組等の認知度向上を図る。</li> <li>活動内容、活動者の声、活動効果などについて情報発信を行う。</li> <li>対象は、市民アンケートで調査した地域活動組織・団体（自治会、子ども会、ボランティア団体・NPO法人、PTA、消防団、老人クラブ、趣味などのサークル）とし、必要に応じ見直しを行う。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動に関する情報に容易にアクセスできる。</li> <li>情報にアクセスした市民が地域活動について正しく把握できる。</li> <li>地域活動に対する市民の参加意欲が向上する。</li> </ul>
担当：各地域活動組織・団体に関連する市役所担当課、企画財政課、福祉課	

### (1)-2 民生委員・児童委員、再犯防止に関する民間協力者の認知度向上

施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員や再犯防止に関する民間協力者等の認知度向上を図り、活動への理解を深め、担い手の確保につなげる。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間協力者の活動に対する市民の理解が向上する。</li> <li>市民の理解が向上することで、民間協力者が活動しやすくなる。</li> <li>民間協力者のモチベーションの向上が図られる。</li> <li>民間協力者のモチベーション向上が担い手の確保につながる。</li> </ul>
担当：地域介護課、福祉課	

### (1)-3 相談窓口や支援組織の機能等の認知度向上

施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口や支援組織の機能等の認知度向上を図り、確実な支援につなげる。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口や支援組織の機能等に関する認知度が高まることで、相談窓口が明確になり、相談しやすくなる。</li> <li>取組を通じ、関係機関・関係部署間の連携が図られる。</li> </ul>
担当：福祉課、保健医療課、地域介護課、こども家庭センター	



#### 用語解説：まるっと大竹

「まるっと大竹」とは様々な困りごとを相談受付できる総合窓口です。本制度では窓口や電話等で受付した困りごとを、適切な機関や制度につなげる支援を行います。また様々な複合的な問題を抱える相談に対しては、複数の支援機関でチームをつくって支援を行います。

## (2) 地域活動への参加・既存サービス等利用促進

(2)-1 地域活動参加のハードルを下げる	
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動に興味を持った市民が気軽に活動に参加できるよう、トライアル参加や活動見学など、心理的ハードルを下げる取組を推進する。</li> <li>担い手確保が特に困難な地域活動については、実質的なハードルを下げるため、負担の軽減について検討する。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動参加のハードルが下がることで地域活動参加者が増加する。</li> <li>地域活動参加者が増えることで地域活動が活発になる。</li> <li>地域コミュニティの持続性が向上する。</li> <li>地域活動への参加が、孤独・孤立の防止につながる。</li> </ul>
担当：生涯学習課、福祉課	

(2)-2 身近な地域福祉関連サービスの利用を促進する	
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が必要に応じて利用できるサービスが充実していることを踏まえ、地域での助け合いを推進することと合わせて、身近な地域福祉関連サービスの利用を促進する。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用できるサービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 情報保障：点字翻訳、手話通訳、要約筆記など</li> <li>▶ 子育て：親子の居場所づくりに取り組むグループ</li> <li>▶ シルバー人材センター：通院介助や家事援助、育児支援などを割安な料金で提供</li> </ul> </li> </ul> </div>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス利用を通じた困りごとの解消</li> <li>サービス利用を通じた地域活動の活発化</li> <li>困りごと解消のための新たなサービスの創出</li> </ul>
担当：福祉課、地域介護課	

(2)-3 主たるターゲットを設定し地域活動参加の機会を創出する	
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に60歳代以上を対象に、定年退職等のタイミングに合わせ、「生涯現役＝地域活動デビュー」をテーマとするイベントや勉強会を開催するなどして、地域活動への参加機会を創出する。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉の担い手の確保</li> <li>新たな人材確保による地域活動の活性化</li> <li>定年退職後の孤立・孤独の防止と生きがいづくり</li> </ul>
担当：福祉課	

ボクも地域活動したいな



### (3) 地域福祉に係る仕組・体制の充実

(3)-1 地域活動の母体となる組織や団体の支援	
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動の活性化につながる先進事例を積極的に収集し、地域活動組織や団体と共有するとともに、専門家の派遣や SNS・メールリスト・オンラインツール活用の勉強会開催など、運営の効率化・合理化につながる支援を行う。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動組織・団体の運営の効率化</li> <li>地域活動組織・団体の運営の効率化による役員等の負担軽減</li> <li>役員等の負担軽減による参加者数の維持・増加</li> </ul>
担当：市民課、福祉課	

(3)-2 地域福祉を担う人材の確保支援	
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7（2025）年度に開始した、介護・福祉事業所職員を対象に、資格取得に向けた研修や試験の費用を支援する「大竹市介護・福祉分野人材確保（資格取得等支援）事業」の成果を検証しながら、地域福祉分野を担う人材の支援を進め、人材の確保・育成・定着につなげる。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉の担い手の確保・育成・定着</li> </ul>
担当：福祉課、地域介護課	

(3)-3 相談窓口の整備	
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数ある地域福祉関連の相談窓口について、適切な相談対応が行われているか、窓口人材に過度な負担が生じていないか、相談が単発で終わらず継続的な支援につながっているか、福祉全般の相談窓口である「まるっと大竹」がその役割を十分に果たしているかなどを把握した上で、業務の流れの見直し等により、効率的で市民にとって利用しやすい体制となるよう必要な対策を行う。</li> <li>児童福祉と母子保健の包括的支援を担う「こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期まで妊産婦等に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談対応の円滑化</li> <li>相談対応の円滑化による相談窓口利用者の満足度向上</li> <li>相談対応の円滑化による窓口人材の負荷の軽減</li> </ul>
担当：福祉課、こども家庭課	



(3)-4 地域福祉に関連する組織間の連携	
施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>重層的支援体制整備事業を活用し、市、社会福祉協議会、知仁会メープルヒル病院が協働して、必要な支援を一体的かつ計画的に届ける目的で、各支援組織が一堂に会し、持ち寄った個別ケースについて、必要なサービスの検討や支援体制の調整を行う会議体を設置している。</li> <li>課題や不安を抱える家庭や自殺対策については、特化した会議体を設置し、伴走型支援を行う。</li> <li>会議体において、形骸化や非効率化を招かないよう、適切なルールを設け、成果を確認しながら取組の高度化を図る。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携組織間で情報やノウハウを共有することで、対応力が高まる。</li> <li>それぞれの専門性を活かすことで、課題解決につなげやすくなる。</li> <li>組織間連携により、相談対応から支援までの流れがスピーディーになる。</li> </ul>
担当：福祉課	

## 4 評価指標の設定

指標	現状	目標
大竹市地域共生社会推進宣言 賛同表明数	1件	10件

### 大竹市地域共生社会推進宣言

近年、少子・高齢・人口減少社会等の影響により、1つの世帯に複数の課題が存在している状態や世帯全体が孤立している状態など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化してきています。

大竹市は、こうした支援ニーズに対応するために、障害者や子ども、生活困窮者に関わる行政機関や支援機関、医療・保健・福祉・介護等の各専門職並びに地域住民と共通認識を持ち、相互の協力を円滑に行うことで、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の強化・拡充を進めています。

大竹市の誰もが住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができる地域共生社会の創生、福祉の向上に向け、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する社会の実現を目指すことを宣言します。

本市では、知仁会メープルヒル病院や社会福祉協議会とともに、重層的支援体制の整備に取り組んでいます。あわせて「大竹市地域共生社会推進宣言」を通じて取組の輪を広げ、地域生活課題を包括的に解決できる支援体制の強化・拡充を図ります。

「賛同表明」は、この趣旨にご賛同いただける企業や団体等から「賛同表明書」をご提出いただくものです。清掃活動やボランティア等、身近な支え合いの活動の可視化を通じて、多層的な地域ネットワークの構築を進めてまいります。

# 5 地域共生社会の実現に向けた制度などの促進

## 大竹市重層的支援体制整備事業実施計画

断らず受け止め、つながり続ける支援体制を、協働して構築します。

<p>重層的支援の「3つの柱」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 包括的相談支援事業 地域包括支援センターの運営・障害者相談支援事業・利用者支援事業・生活困窮者自立相談支援事業</li> <li>■ 地域づくり事業 地域介護予防活動支援事業・生活支援体制整備事業・地域活動支援センターの基本事業・地域子育て支援事業・生活困窮者支援等のための地域づくり事業</li> <li>■ 参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・多機関協働事業 参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・多機関協働事業</li> </ul>
<p>推進体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 重層的支援会議 ・本人の同意に基づき、支援方針の検討や役割分担、関係機関との調整を行う。</li> <li>■ 支援会議 ・緊急・早急な対応を要する事例について、支援関係機関で情報の共有や支援体制の検討を行う。</li> <li>■ 包括化推進員会議 ・庁内各部局に包括化推進員を設置し、窓口間の連携を強化する。各窓口で包括的に相談を受け止め、会議にて情報共有を図る。</li> </ul>
<p>計画期間 評価指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 計画期間 令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間</li> <li>■ 評価指標             <ul style="list-style-type: none"> <li>①困ったときの相談先がわからない、相談先がない人の割合 目標値：令和8年度 5% → 令和13年度 0%</li> <li>②関係機関と連携がしやすくなったと感じる支援者の割合 目標値：令和8年度 50% → 令和13年度 100%</li> <li>③負担感の軽減につながったと感じる支援者の割合 目標値：令和8年度 50% → 令和13年度 100%</li> <li>④各支援機関のネットワーク構築が図られたと感じる支援者の割合 目標値：令和8年度 50% → 令和13年度 100%</li> <li>⑤多機関協働事業利用者のうち、参加支援事業またはアウトリーチ等継続支援事業につながった者の割合 目標値：令和8年度実績により設定</li> </ul> </li> </ul>

誰もが本人らしい生活を継続し、  
地域社会に参加できる地域づくりをめざして  
(大竹市成年後見制度利用促進基本計画)

権利擁護は一人ひとりの意思を尊重し、不利益を被らないよう周囲が寄り添い支える活動で、その仕組みの一つが「成年後見制度」です。

本計画は、成年後見制度利用促進法に基づく「市町村計画」として位置づけられます。

計画期間	<p>■計画期間 令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間</p>																																	
現状	<p>■成年後見制度の利用状況(令和7（2025）年8月31日時点)</p> <table border="1" data-bbox="438 801 1369 913"> <thead> <tr> <th colspan="3">法定後見</th> <th rowspan="2">任意後見</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>後見</th> <th>保佐</th> <th>補助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>116</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>■市長申立て件数</p> <table border="1" data-bbox="438 994 1369 1106"> <thead> <tr> <th>令和2 (2020)年度</th> <th>令和3 (2021)年度</th> <th>令和4 (2022)年度</th> <th>令和5 (2023)年度</th> <th>令和6 (2024)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>■成年後見制度利用支援事業 助成件数</p> <table border="1" data-bbox="438 1196 1369 1308"> <thead> <tr> <th>令和2 (2020)年度</th> <th>令和3 (2021)年度</th> <th>令和4 (2022)年度</th> <th>令和5 (2023)年度</th> <th>令和6 (2024)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	法定後見			任意後見	計	後見	保佐	補助	116	8	4	2	130	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	1	1	1	0	3	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	1	1	2	2	4
法定後見			任意後見	計																														
後見	保佐	補助																																
116	8	4	2	130																														
令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度																														
1	1	1	0	3																														
令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度																														
1	1	2	2	4																														
基本目標 施策	<p>■基本目標1 権利擁護支援が必要な方が安心して暮らすことができる基盤の整備 &lt;施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度及び任意後見の周知・啓発</li> <li>・市長申立ての適切な実施</li> <li>・成年後見制度利用支援事業の実施</li> </ul> <p>■基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 &lt;施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の明確化・周知</li> <li>・関係機関との連携強化</li> </ul>																																	



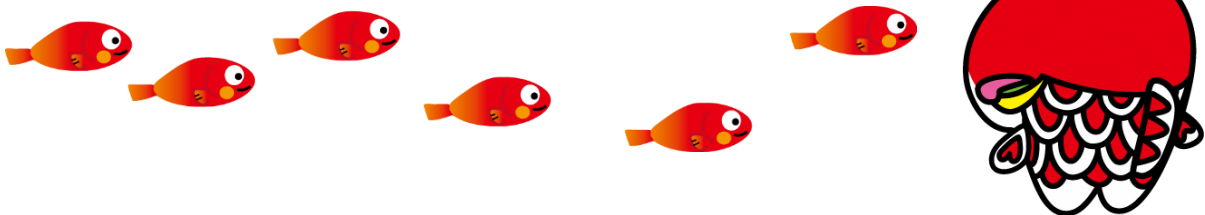
## 再犯防止の取組について (大竹市再犯防止推進計画)

犯罪や非行をした人が、地域社会の一員として円滑に生活することは、安全で安心して暮らせるまちの実現へとつながります。

更生保護に携わる団体などが互いに連携し、多方面から更生保護に向けた取組を推進します。

現状・課題	<p>■現状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護司会、更生保護女性会、協力雇用主会等による円滑な社会生活への支援。</li> <li>「大竹地区更生保護サポートセンター」を拠点とする取組の推進。</li> </ul> <p>■課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再犯防止に取り組む関係団体と、警察その他の関係機関との円滑な連携の維持が求められる。</li> </ul>
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>住居を確保し、安定した仕事に就くための支援を行う。</li> <li>必要に応じて福祉サービスの提供や生活困窮者自立支援制度による支援などを行う。</li> <li>市民への広報、啓発などの充実を図る。</li> <li>支援を行う公的機関との連携、協力体制を構築するとともに、民間の活動団体や協力雇用主会などへの支援を行う。</li> </ul>
今後の取組	<p>■就労・住居の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労の確保にハローワークなどと連携して取り組む。特に、協力雇用主制度、矯正就労支援情報センター（コレワーク）、広島県就労支援事業者機構、更生保護就労支援事業所の周知を図り、協力雇用主の拡大に協力する。</li> <li>生活困窮者自立支援制度における就労準備支援を、大竹市社会福祉協議会の「よりそいサポートセンター」に委託し、相談者の状況に応じた就労相談などに広く応じる。</li> <li>広島県居住支援協議会を構成する一員として、同協議会の家賃債務保証制度を紹介するなどの取組を推進する。</li> <li>帰住先がない人に対し、市営住宅への入居について配慮する。</li> <li>居住サポート住宅認定制度などの住宅に関する制度の周知を進める。</li> </ul>

(次ページへ続く)



今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>福祉サービス等の利用の促進等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 矯正施設在所中から受入体制の協議などを行うため、検察庁、矯正施設、保護観察所、広島県地域生活定着支援センター等との一層の連携を推進する。</li> <li>• 犯罪や非行をした人の家族が福祉支援を必要とする場合は、市の福祉関係窓口、地域包括支援センター、よりそいサポートセンター等で相談に応じ、大竹市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携して対応する。</li> </ul> </li>   <li>■ <b>学校教育・青少年育成に関する取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 規範意識を醸成し、道徳的行為をしようとする内面の力を育てる教育を行う。</li> <li>• 警察等の協力のもと、薬物乱用防止や非行防止等のための教育を推進する。</li> <li>• 違法行為、違法の疑いのある行為を行った児童生徒に対し、学校は警察と連携を図り、学校としての指導を行う。</li> <li>• 矯正施設等を出所して復学する児童生徒に対し、学校ごとに適切に教育を受けられる環境を整えるなどの配慮を行う。</li> <li>• 青少年の被害・非行防止全国強調月間（7月）、子ども・若者育成支援強調月間（11月）に合わせた行事等を通じ啓発に努める。</li> </ul> </li>   <li>■ <b>犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 効果的な再犯防止支援のため、支援関係機関等が、対象者の特性に応じて行う指導等に関し、情報連携を行い役割を分担しながら取り組む。</li> <li>• 就労困難等で生活困窮に陥っている場合は、よりそいサポートセンターの相談員が相談に応じたり、大竹市社会福祉協議会が行っている貸付制度などを紹介する。</li> <li>• DV（配偶者等による暴力）や児童虐待の事例があれば、広島県西部こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会と連携し迅速かつ適切に対応する。</li> </ul> </li>   <li>■ <b>民間協力者の活動の促進等及び広報・啓発活動の推進等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」に合わせた取組に積極的に参加する。</li> <li>• 更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会等の活動を支援・周知し、顕彰等を通じて社会全体で再犯防止に取り組む機運を醸成する。</li> <li>• 広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）を含む各種相談機関の広報に努め、人権啓発、認知症サポーターやあいサポーターの養成などを通じて、認知症や障害への理解を深める。</li> <li>• 更生保護女性会、地域の学生、警察等による薬物乱用防止の街頭啓発活動を支援し、「大麻」や「植えてはいけないけし」の除去に向けた広報を行う。</li> <li>• 特殊詐欺や SNS を利用した詐欺被害を防ぐため、高齢者から若年層までを対象とした周知啓発活動に努める。</li> </ul> </li>   <li>■ <b>国・民間団体等との連携強化等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 刑事司法関係機関などが主催する研修会等に積極的に参加し、再犯防止の現状把握と関係機関との連携強化を図る。</li> <li>• 大竹市防犯連合会など、犯罪を防止する活動を行う団体への支援を行う。</li> </ul> </li> </ul>
-------	---



ともに輝き ともに支える  
優しさと安心のまちづくり



発行年月日 令和8（2026）年3月  
発行 大竹市  
編集 大竹市 健康福祉部 地域介護課  
〒739-0692  
広島県大竹市小方一丁目11番1号  
TEL：0827-28-6226  
FAX：0827-57-7185